

# 子ども未来局 令和 7 年度 局運営方針（案）

## 1 主な現状と課題

少子化・核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子ども・青少年を取り巻く環境が変化する中、子育て支援に関する市民ニーズは高い状況にあります。

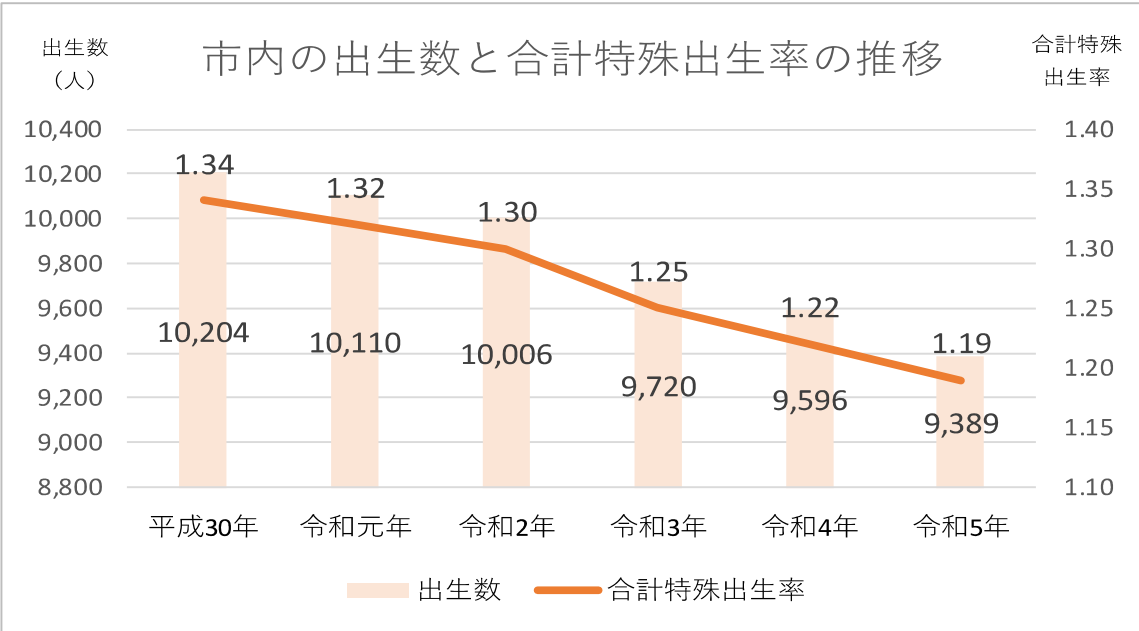
特に本市においても、年間出生数が1万人を割るなど少子化は着実に進行しており、少子化対策については喫緊の課題として、スピード感を持ちつつ、着実に推進していくことが求められています。本市が持続可能な成長・発展を続けていくためには、人口の自然増を下支えする出産・子育て世代への支援の充実を図るなど、戦略的に少子化対策に取り組むことが必要となっています。

そのためにも、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することが重要であり、障害や虐待などにより社会的支援や経済的支援が必要な子どもとその家族も含め、未来を担うすべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進し、結婚、妊娠・出産期、乳幼児期から青年期に至るまで切れ目のない支援をより一層充実させていくことが求められています。

### （１）安心して子どもを生み育てられる環境づくり

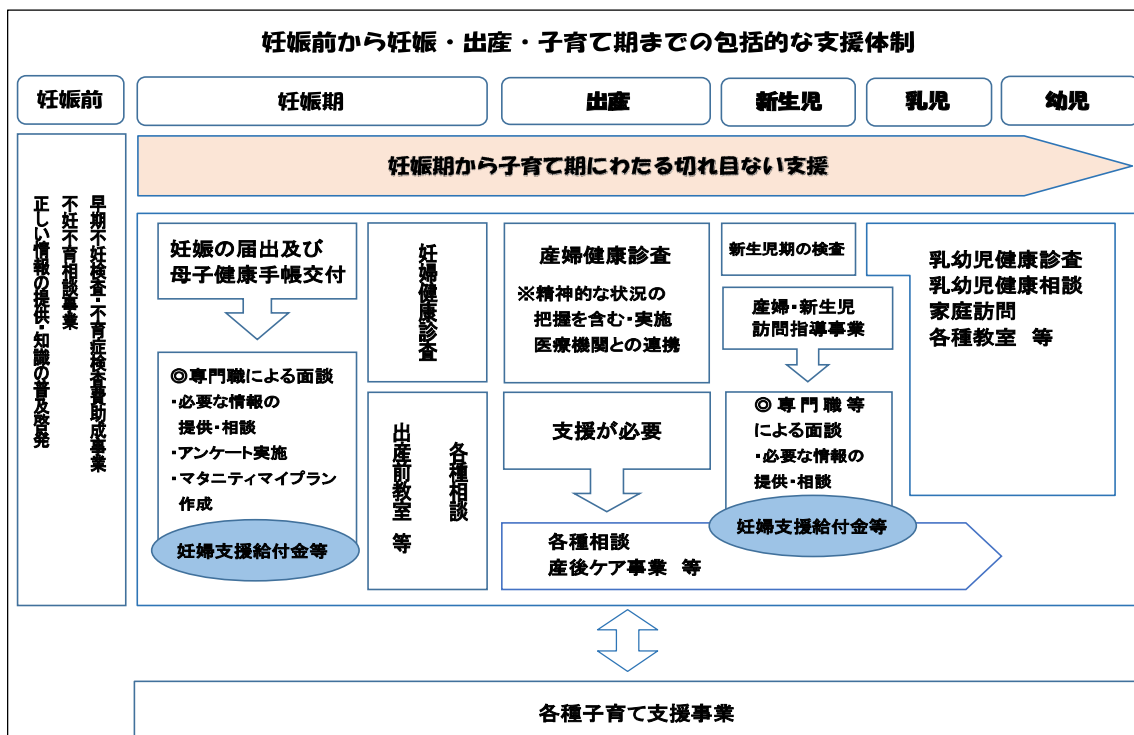
全国的に進行している少子化を食い止めるためには、国の打ち出す各種施策と併せて本市の実情に即した適切な事業を展開していくことが重要です。

結婚を望む方が希望を叶え、希望の数の子どもが持てるよう、支援に取り組む必要があります。



近年の社会情勢として、核家族化が進み、地域のつながりが希薄になり、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくありません。全ての妊婦・子育て家庭が安心して、出産・子育てができるよう、こども家庭センターにおける妊娠・出産包括支援事業をはじめ、産後ケア事業、新生児期の検査や乳幼児健康診査の拡充を図るなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実が求められています。併せて、サービス利用等の利用者費用負担軽減を図るための経済的支援（妊婦支援給付金等）と一体的に実施していくことが必要です。

性と健康の相談事業は、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合う「プレコンセプションケア」を含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及が求められています。そのため、思春期、妊娠・出産等の各ライフステージに応じた相談を実施するとともに、SNSを活用した周知、市民公開講座の開催などが必要です。また、不妊・不育に悩む夫婦の精神的負担の軽減を図るため、専門性の高い相談事業を実施していくことが必要です。



## (2) 子育てがしやすい環境づくり

核家族化や共働き世帯が増加する中、子育てに関する支援ニーズは一層高まっています。そのため、子育ての悩みに関する相談や情報提供を強化するとともに、経済的負担や家事育児に対する負担の軽減を図っていく必要があります。

保育所等の待機児童は解消しましたが、区画整理に伴う宅地開発や駅周辺部でのマンション開発などにより、保育需要の更なる増加が見込まれる地域には、引き続き、認可保育所等の整備を進めていく必要があります。

また、子育てと仕事を両立し、安心して子どもを産み育てられる環境を実現できるように、子育て支援型幼稚園の認定促進、幼稚園を送迎先とした送迎保育ステーションの運用、こども誰でも通園制度の実施などにより、子育て家庭の様々なニーズに応えられる多様な保育の受け皿確保を図る必要があります。

より広く多子世帯の保育料負担軽減を図るため、第1子の入所する保育施設に関わらず、第2子の保育料を軽減する必要があります。

併せて、幼児教育・保育の「質の向上」を図る必要もあります。幼稚園や保育所等における安心・安全な環境の確保や教育・保育の専門性向上に資する取組をさらに強化していくことが求められています。

その他、子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園における預かり保育事業等の充実を図るとともに、保育コンシェルジュや保育コーディネーターを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービス等を適切に結びつける必要があります。

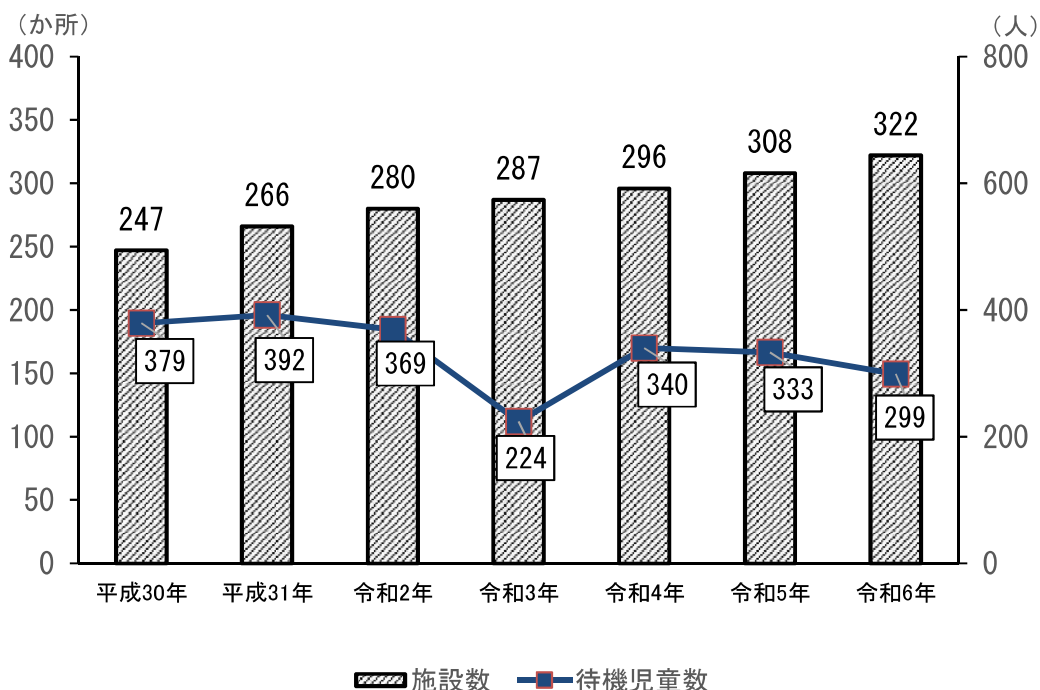
放課後児童クラブでは、これまで取り組んできた民設放課後児童クラブの計画的な整備に加えて、放課後子ども居場所事業のモデル事業を実施することによって待機児童は減少傾向にあります。共働き世帯の増加等による需要の高まりが続いており、令和6年4月1日現在の待機児童数は前年度から34人の減少に留まり299人となりました。

今後も、共働き世帯の増加や子育て世代の社会増等による需要の増加が見込まれるため、民間物件だけでなく学校施設を最大限に活用した整備を行い、待機児童の解消を図る必要があります。

また、民設放課後児童クラブの運営に係る保護者負担の軽減や夏休みのみの利用等の多様なニーズに対応していく必要があることから、引き続き民設放課後児童クラブの整備に取り組むとともに、放課後子ども居場所事業のモデル事業の実施校を拡大するなど、新たな放課後児童対策に取り組む必要があります。

これらの施設の量的拡大や多様なニーズへの対応に伴い、処遇改善を含めた人材確保の取組をより一層推進していく必要があります。

放課後児童クラブの施設数及び待機児童数 （各年4月1日現在）



子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援し、乳幼児から青少年を含む幅広い年代の子どもとその家庭が抱える多様な課題に総合的に取り組むため、さいたま市らしさを生かした中核施設である子ども家庭総合センターを運営し、居場所・交流の場に付帯した相談窓口での相談、専門相談機関の集積・連携強化、子ども・家庭に関する相談の担い手の育成など、市全体の子育て支援力の向上に取り組む必要があります。

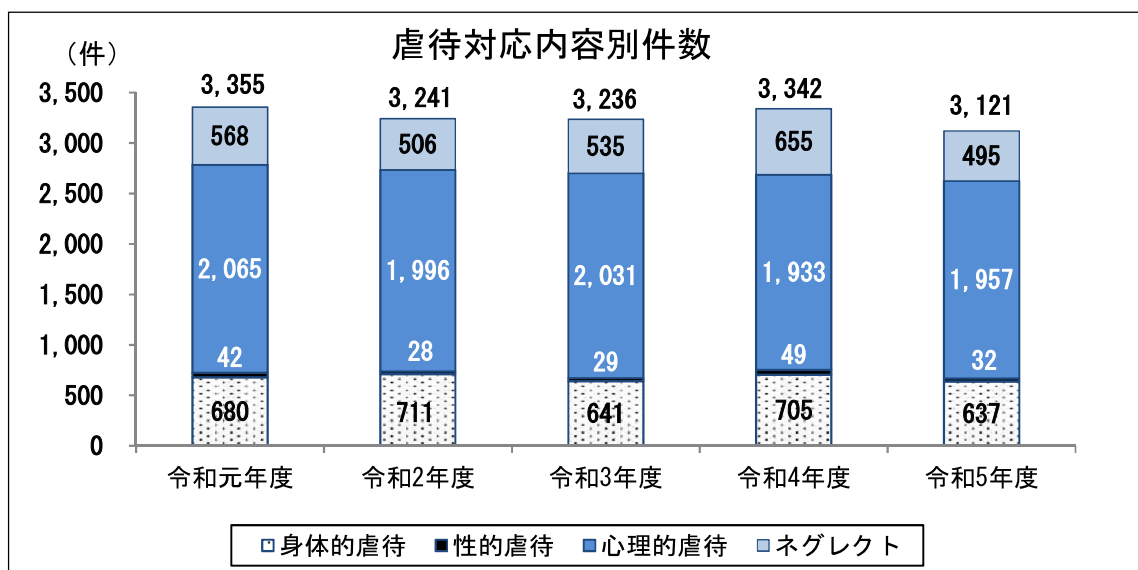
### (3) 子ども・若者が健全に成長できる環境づくり

「こどもまんなか社会」の実現に向けては、子どもや若者が権利の主体として、その権利と個性が尊重されるとともに、様々な体験や社会参画の機会を提供することが重要であり、持続可能な支援体制を構築するため、子ども・若者を社会全体で支える仕組みづくりが必要となっています。

また、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻化する状況にあるため、個人の状況に合わせた支援を行うほか、健全な成長を支える安心・安全な環境や居場所の提供、地域内連携並びに地域における多彩な担い手の育成を推進していく必要があります。

### (4) 誰一人取り残さない支援の充実

児童虐待対応件数は令和元年度より横ばいで推移しており、さらに児童問題については複雑、深刻化しています。このような中、児童相談所は、相談体制を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応、家族の再統合に至るまで切れ目のない支援を推進し、関係機関との連携の強化や専門性の更なる向上を図っていく必要があります。



また、少子高齢化の進行等により、誰もがケアをされる側にもする側にもなり得る状況の中、一人ひとりのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるよう社会全体で支援する必要があります。

特に、本来大人が担うべきケアを日常的に担っているヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を強いられることで、学校生活等に支障をきたし、自身の将来に影響を及ぼすことも懸念されており、ヤングケアラーの負担を軽減するための支援が必要です。

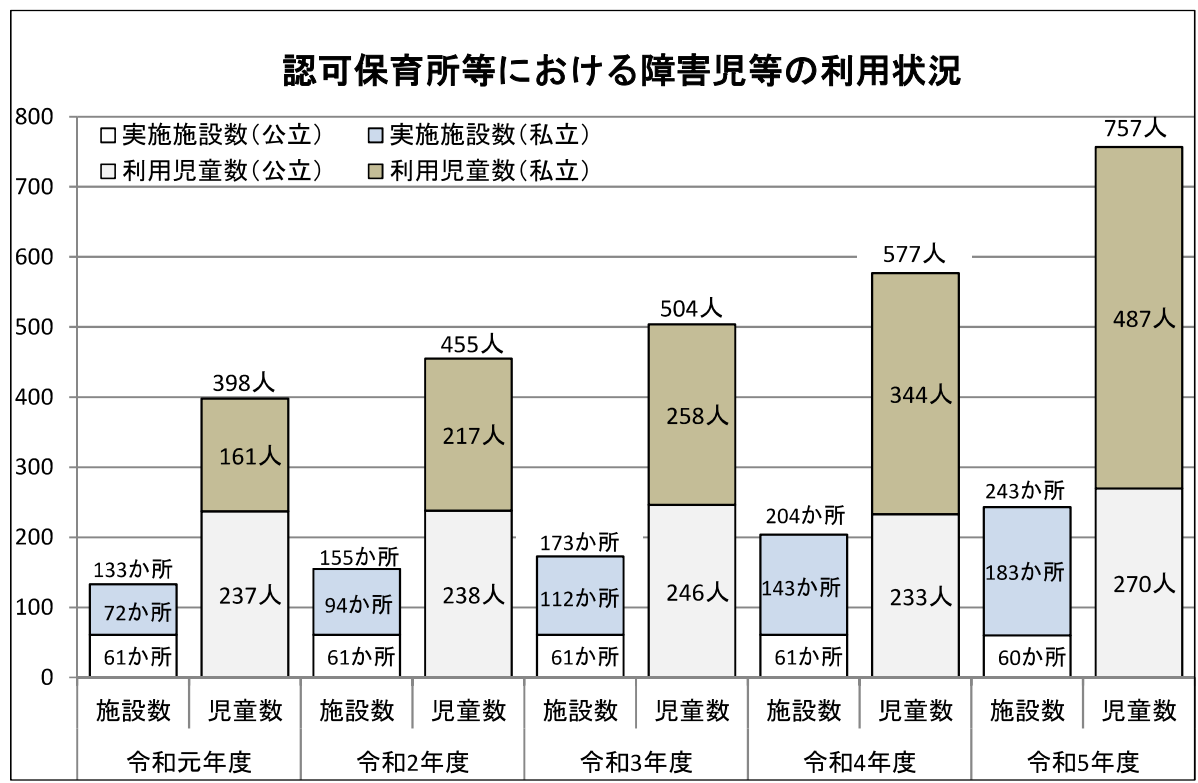
10区に設置したこども家庭センターにおいて母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うとともに、家庭支援事業を実施するなど、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対して、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

障害のある児童や支援を必要とする児童は、年々増加傾向にあります。保育所の役割として、個々の障害の特性に対する理解を深めながら、できる限り多くの児童を受け入れ、集団生活を通じ、心身の健全な発達を促進していくことが求められています。

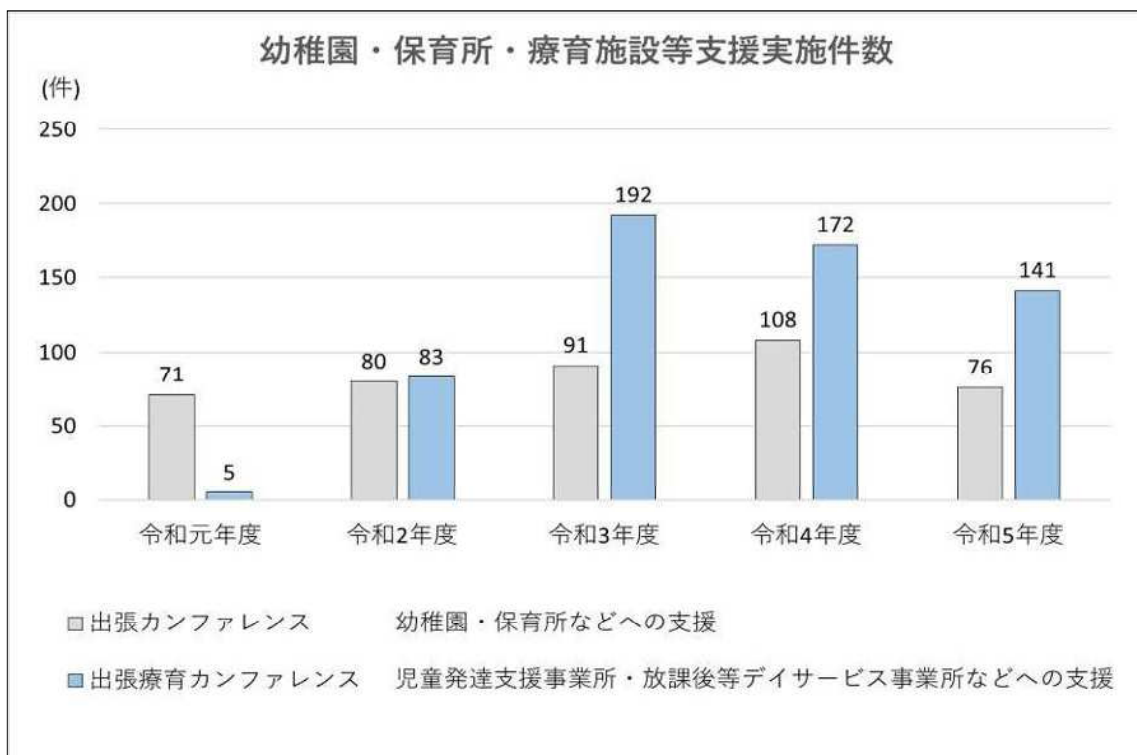
認可保育所等における障害児の受入れに当たっては、様々な障害に対応するための専門知識等に関する研修を実施するなど、保育士の資質向上と質の高い障害児保育を推進していく必要があります。

また、保育所を希望する子どものうち、医療的ケアを必要とする子どもを令和7年1月現在、私立保育所13か所で受け入れておりますが、受入施設の拡大等に向けて体制整備を図っていく必要があります。

さらに、在宅の未就学の医療的ケア児に対する相談・交流や保育所入所の支援等についても取り組むことが求められています。



発達障害の社会的認知の広がりにより、乳幼児期から適切な医療・療育を必要とする子どもが増加しています。発達障害がある幼児・児童及びその保護者が地域生活を円滑に送ることができるよう、発達障害児への支援を行うとともに保護者に対する支援も実施する必要があります。また、障害児が日常を過ごす施設へ専門職が訪問し助言を行う等の支援についても引き続き実施し、関係機関と連携を取りながら発達障害児への支援を推進していく必要があります。



ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、子育てと就業の両立に向けた支援が喫緊の課題となっています。このため、就労支援や経済的支援など自立を支援する取組を進めるとともに、養育費の確保を支援するなど生活の安定を図る必要があります。また、支援を必要とするひとり親が相談窓口に確実につながるよう、分かりやすい情報提供や窓口への誘導の強化を行う必要があります。



## 2 基本方針・区分別主要事業

子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考え、未来を担うすべての子ども・青少年が自分らしく輝いて成長できるまちを目指し策定した「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」に沿った施策などを着実に遂行することにより、すべての子ども・青少年・子育て家庭の視点に立った支援策を展開するとともに、次世代を担う子ども・青少年を社会全体で育てていく気運を醸成し、「子育て楽しいさいたま市」の実現を目指します。

### (1) 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

\*( )内は一般財源

(単位：千円)

| No. | 区分       | 事業名<br>〔事業所管課〕                  | 令和7年度                 | 令和6年度                  | 説明                                                                                   | 掲載<br>ページ |
|-----|----------|---------------------------------|-----------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1   | 新規       | 若者のライフデザイン形成支援<br>〔子ども・青少年政策課〕  | 18,170<br>(4,544)     | 0<br>(0)               | 結婚・出産を含めたライフデザインを考えるためのデジタルツールの提供やイベントの開催などを通じて、結婚や子育てに対する不安の解消と希望の形成を図ります。          | Ⅱ-210     |
| 2   | 総振       | デジタルを活用した婚活の推進<br>〔子ども・青少年政策課〕  | 567<br>(567)          | 567<br>(567)           | 結婚の希望を実現するため、埼玉県や県内市町村、企業等で構成する「SAITAMA出会いサポートセンター事業」に参加し、連携して婚活支援に取り組みます。           | Ⅱ-210     |
| 3   | 総振       | 妊娠・出産包括支援事業<br>〔母子保健課〕          | 2,693<br>(460)        | 1,993<br>(334)         | 各区保健センターに設置したこども家庭センターを円滑に運営し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期からの切れ目ない伴走型相談支援を行います。  | Ⅱ-231     |
| 4   | 拡大<br>総振 | 産後ケア事業の拡充<br>〔母子保健課〕            | 123,171<br>(31,375)   | 42,758<br>(21,380)     | 育児や体調に不安があり、家族等の協力が得られない産婦に対し、着実な産後ケアを実施するため、サービス提供事業者向けに委託料の引上げ及びきょうだい児受入加算等を創設します。 | Ⅱ-231     |
| 5   | 新規       | 1か月児を対象とする乳幼児健康診査の実施<br>〔母子保健課〕 | 61,464<br>(31,464)    | 0<br>(0)               | 出生後から切れ目のない健康診査実施体制を構築するために、1か月児を対象とした乳幼児健康診査を実施します。                                 | Ⅱ-231     |
| 6   | 総振       | 出産・子育て応援事業<br>〔母子保健課〕           | 1,032,054<br>(62,203) | 1,018,397<br>(170,437) | 妊娠期から出産・子育てまでの伴走型相談支援と連携しながら、妊娠時・出産時に妊婦支援給付金等を支給します。                                 | Ⅱ-231     |
| 7   | 新規       | 子育て世帯応援キャンペーンの実施<br>〔母子保健課〕     | 92,970<br>(92,970)    | 0<br>(0)               | 出産時の妊婦支援給付金について、デジタル地域通貨での受取りを選択した場合に、1万円相当のデジタル地域通貨を上乗せして支給します。                     | Ⅱ-231     |
| 8   | 拡大<br>総振 | 新生児マススクリーニングの推進<br>〔母子保健課〕      | 38,470<br>(25,285)    | 271<br>(271)           | 疾病の早期発見・早期治療を目的に新生児に対して行う先天性代謝異常等検査について、既存の20疾患に加え、新たに2疾患の検査を追加します。                  | Ⅱ-230     |

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

## (2) 子育てがしやすい環境づくり

\*( )内は一般財源

(単位: 千円)

| No. | 区分       | 事業名<br>〔事業所管課〕                          | 令和7年度                     | 令和6年度                     | 説明                                                                               | 掲載<br>ページ      |
|-----|----------|-----------------------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 9   | 総振       | さいたま市子ども家庭総合センターの運営<br>〔子ども家庭総合センター総務課〕 | 354,055<br>(342,392)      | 351,306<br>(331,633)      | 子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援します。                                | Ⅱ-207<br>Ⅱ-222 |
| 10  | 新規       | 多胎児家庭外出支援の実施<br>〔子育て支援課〕                | 3,826<br>(3,826)          | 0<br>(0)                  | 多胎児を養育する家庭の外出に伴う負担を軽減するため、医療機関の受診や買い物に伴う外出時の同行支援サービスを実施します。                      | Ⅱ-211          |
| 11  | 拡大<br>総振 | 子育てヘルパー派遣の実施<br>〔子育て支援課〕                | 11,546<br>(11,546)        | 6,366<br>(6,366)          | 子育て家庭の育児に対する更なる負担軽減を図るため、家事や育児の援助を行うホームヘルパーの派遣に係る利用料金について、世帯区分に応じた引下げを実施します。     | Ⅱ-211          |
| 12  | 拡大       | 児童手当の支給<br>〔子育て支援課〕                     | 28,539,476<br>(2,939,370) | 21,792,192<br>(3,335,468) | 児童を養育している者に対し、令和6年度の制度改正に伴う所得制限の撤廃、対象年齢の拡大、第3子以降の支給額の増額を通年実施し、児童手当を支給します。        | Ⅱ-212          |
| 13  | 拡大<br>総振 | 子育て支援医療費の助成<br>〔子育て支援課〕                 | 7,466,456<br>(7,434,299)  | 7,153,391<br>(7,110,965)  | 子育て環境の充実と子育て世帯の負担軽減を図るため、18歳の年度末までの児童を対象に入通院の医療費を通年で助成します。                       | Ⅱ-213          |
| 14  | 新規<br>総振 | ファミリー・サポート・センターの利用促進<br>〔子育て支援課〕        | 20,849<br>(20,849)        | 0<br>(0)                  | ファミリー・サポート・センター事業及び子育て緊急サポート事業について、利用料金の引下げ及び新たに提供会員へ助成を行うことで、事業の利用を促進します。       | Ⅱ-213          |
| 15  | 拡大<br>総振 | 放課後児童健全育成事業<br>〔放課後児童課〕                 | 4,072,423<br>(1,349,899)  | 3,556,409<br>(1,116,663)  | 放課後児童クラブの運営を委託するとともに、各クラブを訪問し、育成支援等の質の向上に取り組めます。                                 | Ⅱ-214          |
| 16  | 拡大<br>総振 | 放課後児童支援員等の処遇改善<br>〔放課後児童課〕              | 251,173<br>(83,729)       | 234,316<br>(78,108)       | 放課後児童クラブに勤務する放課後児童支援員等の処遇改善を図るため、月額9千円相当の賃金改善に係る助成を行うとともに、常勤支援員に対する処遇改善事業を拡充します。 | Ⅱ-214          |
| 17  | 拡大       | 放課後子ども居場所事業のモデル13校での実施<br>〔放課後児童課〕      | 238,830<br>(91,396)       | 90,186<br>(33,622)        | 利用を希望する全ての児童を対象に、最も身近な小学校の施設を活用して、安心・安全な放課後の居場所を提供するモデル事業を市内13校で実施します。           | Ⅱ-214          |
| 18  | 総振       | 民設放課後児童クラブの整備促進と学校施設の活用<br>〔放課後児童課〕     | 68,078<br>(15,443)        | 156,098<br>(33,182)       | 待機児童の解消及び育成支援の環境改善を図るため、民設放課後児童クラブの新設、移転、環境整備に対する助成等を実施します。                      | Ⅱ-217          |
| 19  | 新規       | 公立保育所機能向上・再編の推進<br>〔保育課〕                | 2,798<br>(2,798)          | 0<br>(0)                  | 令和5年9月策定「さいたま市公立保育所のあり方に関する基本方針」に基づき、公立保育所の令和10年度からの民間移管のための事業者公募手続等を開始します。      | Ⅱ-220          |

〔区分〕 新規: 新規事業 拡大: 拡大事業 総振: 総合振興計画実施計画事業



\* ( ) 内は一般財源

(単位：千円)

| No. | 区分       | 事業名<br>〔事業所管課〕                  | 令和7年度                    | 令和6年度                    | 説明                                                                                | 掲載<br>ページ      |
|-----|----------|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 20  | 拡大<br>総振 | 保育人材確保対策<br>〔保育課、保育施設支援課〕       | 2,249,802<br>(1,480,786) | 2,035,265<br>(1,326,102) | 新たに「さいたま保育士応援手当」を創設し、保育士等処遇改善事業を拡充します。また、保育士の宿舍借り上げに係る経費等を補助します。                  | Ⅱ-221          |
| 21  | 新規       | 保育料第2子軽減の実施<br>〔保育施設支援課〕        | 10,733<br>(10,733)       | 0<br>(0)                 | 多子世帯の保育料負担軽減を図るため、第1子の入所する保育施設に関わらず、第2子の保育料を軽減します。                                | Ⅱ-221<br>Ⅱ-222 |
| 22  | 拡大       | こども誰でも通園制度の試行的実施<br>〔幼児政策課、保育課〕 | 69,411<br>(21,629)       | 46,957<br>(11,740)       | 幼稚園・保育所等において、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな制度の創設に向けた試行的事業を実施します。            | Ⅱ-218<br>Ⅱ-221 |
| 23  | 拡大<br>総振 | 保育人材確保対策<br>〔保育施設支援課〕           | 24,407<br>(23,689)       | 22,877<br>(22,505)       | 新たに「さいたま保育士応援手当」を創設し、保育士等処遇改善事業を拡充します。また、保育士資格を取得し、市内の保育所等に勤務する者に資格取得経費を補助します。    | Ⅱ-222          |
| 24  | 総振       | 特定教育・保育施設等の整備事業<br>〔のびのび安心子育て課〕 | 1,432,798<br>(34,962)    | 1,589,039<br>(107,169)   | 新たな保育需要が見込まれる地域において、認可保育所等の整備を進めるとともに、小規模保育事業や事業所内保育事業などの整備促進のため、連携施設の確保を支援します。   | Ⅱ-220          |
| 25  | 新規<br>総振 | 病児保育室の整備<br>〔のびのび安心子育て課〕        | 4,000<br>(1,334)         | 0<br>(0)                 | 病児保育室（1施設）の開設準備に要する経費の一部を補助します。                                                   | Ⅱ-220          |
| 26  | 総振       | 送迎保育ステーション事業<br>〔幼児政策課〕         | 40,210<br>(20,106)       | 39,454<br>(19,727)       | 選べる子育て環境を創出するため、私立幼稚園等を送迎先とした送迎保育ステーションを運営します。                                    | Ⅱ-218          |
| 27  | 拡大<br>総振 | 私立幼稚園等預かり保育補助事業<br>〔幼児政策課〕      | 907,552<br>(593,132)     | 814,961<br>(520,401)     | 私立幼稚園等の預かり保育事業に対して補助するとともに、新たに認定した私立幼稚園等2園を含む55園の「子育て支援型幼稚園」を利用する保護者の経済的負担を軽減します。 | Ⅱ-218          |
| 28  | 総振       | 幼児教育の質の向上事業<br>〔幼児政策課〕          | 90,822<br>(88,977)       | 87,226<br>(85,380)       | 幼児教育の質の向上に向け、「幼児教育の指針」等に基づく研修を実施するとともに、幼児教育環境の向上に向けた幼稚園等の取組を支援します。                | Ⅱ-219          |
| 29  | 新規       | 幼稚園教諭の処遇改善<br>〔幼児政策課〕           | 24,654<br>(24,654)       | 0<br>(0)                 | 幼稚園教諭の処遇改善を支援するため、新たに「さいたま幼稚園教諭応援手当」を創設します。                                       | Ⅱ-219          |

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業

## (3) 子ども・若者が健全に成長できる環境づくり

\*( )内は一般財源

(単位:千円)

| No. | 区分       | 事業名<br>〔事業所管課〕                                | 令和7年度              | 令和6年度              | 説明                                                                                   | 掲載<br>ページ |
|-----|----------|-----------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 30  | 拡大       | 子ども・青少年希望基金への積立て及び運用<br>〔子ども・青少年政策課〕          | 20,458<br>(0)      | 10,000<br>(5,000)  | 市民や企業等からの寄附金等の受け皿となる「さいたま市子ども・青少年希望(ゆめ)基金」への積立て及び運用を行います。                            | Ⅱ-207     |
| 31  | 新規       | 子ども・若者ワークショップの開催<br>〔子ども・青少年政策課〕              | 1,024<br>(0)       | 0<br>(0)           | 子どもや若者の意見等を聞き、市政に反映するための仕組みづくりとして、子ども・若者ワークショップを開催します。                               | Ⅱ-210     |
| 32  | 拡大<br>総振 | 子どもの居場所づくり事業を行っている団体等への支援の拡充<br>〔子ども・青少年政策課〕  | 6,559<br>(959)     | 4,950<br>(0)       | 子どもの居場所の更なる拡充のため、支援対象にプレーパーク運営団体を加えるとともに、認知度向上、担い手や支え手の充実を図るため、民間団体等と連携してイベントを開催します。 | Ⅱ-210     |
| 33  | 拡大<br>総振 | 冒険はらっぱの運営とプレーパークの担い手支援の拡充<br>〔子ども家庭総合センター総務課〕 | 17,148<br>(16,840) | 16,610<br>(16,610) | 常設のプレーパークである冒険はらっぱの運営及びプレーパークの担い手養成研修を実施します。                                         | Ⅱ-222     |
| 34  |          | 児童センター子ども運営会議事業<br>〔子ども・青少年政策課〕               | 300<br>(0)         | 300<br>(0)         | 児童センターの運営に子どもの意見を反映する仕組みづくりとして、子ども運営会議を3施設で実施します。                                    | Ⅱ-217     |
| 35  | 拡大       | 児童養護施設等退所児童への支援<br>〔子ども家庭支援課〕                 | 14,843<br>(0)      | 8,843<br>(4,421)   | 施設等を退所した児童に対して、クラウドファンディングを活用し、就学や就労を支援します。また、新たに大学等に進学し継続して就学するための奨学金給付事業を実施します。    | Ⅱ-224     |
| 36  | 総振       | 若者自立支援ルーム運営事業<br>〔子ども・青少年政策課〕                 | 47,960<br>(47,960) | 45,746<br>(45,746) | 困難を抱える若者が、一人でも多く円滑な自立を果たせるよう、個人の状態に合わせた自立支援プログラムを実施し、就労や復学等へ向けた支援を行います。              | Ⅱ-203     |
| 37  | 総振       | 子どもの社会参画推進事業(子どもがつくるまち)<br>〔子ども・青少年政策課〕       | 5,768<br>(5,768)   | 5,768<br>(5,768)   | 子どもの社会参画意識や自己肯定感を育むため、子どもたちの発想で仮想のまちをつくり、様々な体験をすることができる「子どもがつくるまち」を実施します。            | Ⅱ-210     |
| 38  |          | 様々な課題を抱える児童を支援する常設型の居場所づくり<br>〔子ども・青少年政策課〕    | 27,114<br>(9,041)  | 27,114<br>(9,624)  | 養育環境に課題を抱える児童に対して、安心・安全な居場所の提供や食事の提供、生活習慣の形成等の支援を包括的に提供する常設型施設への支援を行います。             | Ⅱ-210     |

〔区分〕 新規:新規事業 拡大:拡大事業 総振:総合振興計画実施計画事業

## (4) 誰一人取り残さない支援の充実

\*( )内は一般財源

(単位: 千円)

| No. | 区分       | 事業名<br>〔事業所管課〕                   | 令和7年度                    | 令和6年度                    | 説明                                                                                   | 掲載<br>ページ |
|-----|----------|----------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 39  | 総振       | 児童相談等特別事業<br>〔南部児童相談所〕           | 28,606<br>(16,027)       | 47,079<br>(24,082)       | 児童問題の複雑化及び深刻化等に対応するため、通告・相談に応じられる体制を整備します。                                           | Ⅱ-209     |
| 40  | 拡大       | 子どもの暮らし応援事業補助金の支給<br>〔南部児童相談所〕   | 10,296<br>(10,296)       | 9,916<br>(9,916)         | 施設入所児童の処遇改善及び施設機能強化のための経費や高校生児童の学習にかかる経費等を補助します。また、新たに資格取得に要する経費を補助対象に加えます。          | Ⅱ-215     |
| 41  | 総振       | 里親支援機関事業<br>〔南部児童相談所〕            | 4,237<br>(2,134)         | 3,978<br>(2,001)         | 保護者のいない児童等の養育のため、里親の登録、里親への委託を推進するとともに、委託後の里親・子の支援を実施します。                            | Ⅱ-210     |
| 42  | 拡大<br>総振 | 養育費サポート事業<br>〔子育て支援課〕            | 6,777<br>(1,142)         | 5,270<br>(1,228)         | ひとり親家庭の養育費の安定的な確保を支援するため、養育費の立替支援の実施及び差押え等の費用を助成します。また、差押え等にかかる弁護士等への委託費用を新たに助成します。  | Ⅱ-211     |
| 43  | 総振       | ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給<br>〔子育て支援課〕 | 64,079<br>(16,020)       | 60,309<br>(15,077)       | ひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定のため、高等職業訓練促進給付金等を支給します。                                           | Ⅱ-211     |
| 44  | 拡大       | 低所得の子育て家庭児童進学支援金の支給<br>〔子育て支援課〕  | 22,005<br>(13,545)       | 5,785<br>(5,018)         | 低所得の子育て家庭等の児童の進学に向けた経済的支援を行うため、模試費用や受験料を助成するとともに、大学等入学時に入学一時金を助成します。                 | Ⅱ-211     |
| 45  | 拡大       | 児童扶養手当の支給<br>〔子育て支援課〕            | 3,000,523<br>(1,999,317) | 2,981,331<br>(1,986,423) | 父又は母と生計を同じくしていない児童等を養育している者に対し、令和6年度の制度改正に伴う所得制限の緩和、第3子以降の支給額の増額を通年実施し、児童扶養手当を支給します。 | Ⅱ-212     |
| 46  |          | ひとり親家庭等医療費の助成<br>〔子育て支援課〕        | 606,403<br>(499,908)     | 558,643<br>(460,102)     | 受給資格証の交付を受けたひとり親家庭の父若しくは母又は養育者とその家庭の児童を対象に入通院の医療費を助成します。                             | Ⅱ-214     |
| 47  | 拡大<br>総振 | ヤングケアラー等への支援<br>〔子ども家庭支援課〕       | 16,942<br>(7,172)        | 12,455<br>(1,636)        | ヤングケアラー相談窓口の周知等を実施するとともに、ヤングケアラーのいる家庭に加え、新たに要保護児童等のいる支援が必要な家庭に対しても訪問支援事業を実施します。      | Ⅱ-216     |
| 48  | 拡大<br>総振 | 児童虐待発生予防事業<br>〔母子保健課〕            | 11,319<br>(6,918)        | 5,424<br>(4,748)         | 児童虐待の発生を予防するため、電話相談事業や訪問事業等により育児不安の早期軽減を図るとともに、特定妊婦等の支援を必要とする世帯を対象に訪問支援事業を実施します。     | Ⅱ-230     |
| 49  | 拡大       | 児童養護施設等人材確保対策事業<br>〔子ども家庭支援課〕    | 6,380<br>(5,350)         | 5,373<br>(2,687)         | 児童養護施設等において、児童指導員等を目指す者を雇用する経費を補助します。また、乳児院及び児童養護施設の直接処遇職員に対し、新たに家賃負担軽減事業を実施します。     | Ⅱ-224     |

〔区分〕新規: 新規事業 拡大: 拡大事業 総振: 総合振興計画実施計画事業

\* ( ) 内は一般財源

(単位：千円)

| No. | 区分       | 事業名<br>〔事業所管課〕                                                     | 令和7年度                | 令和6年度                | 説明                                                                                 | 掲載<br>ページ                        |
|-----|----------|--------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 50  | 新規       | 乳児院等多機能化推進事業<br>〔子ども家庭支援課〕                                         | 8,618<br>(4,309)     | 0<br>(0)             | 乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置することにより、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進します。             | Ⅱ-224                            |
| 51  | 拡大<br>総振 | 障害児保育事業<br>〔保育施設支援課〕                                               | 948,551<br>(947,507) | 749,186<br>(748,142) | 障害児や心身の発達に遅れのある児童の受入を促進するため、私立認可保育所等に補助を行います。                                      | Ⅱ-221                            |
| 52  | 拡大<br>総振 | 私立認可保育所等における<br>医療的ケア児の受入支援<br>〔保育施設支援課〕                           | 189,090<br>(85,530)  | 183,310<br>(80,787)  | 医療的ケアを必要とする児童の受入を行う私立認可保育所等に対する支援を実施するとともに、受入施設を拡大します。                             | Ⅱ-221                            |
| 53  | 総振       | 医療的ケア児保育支援センターの運営<br>〔保育課〕                                         | 26,967<br>(15,861)   | 26,967<br>(15,917)   | 医療的ケア児保育支援センターにおいて、未就学の医療的ケア児や家族に対して相談等の支援を実施します。また、医療的ケア児受入保育施設等に対して研修等の支援を実施します。 | Ⅱ-221                            |
| 54  | 拡大<br>総振 | 私立幼稚園等における特別<br>支援教育に対する支援の一<br>層の充実<br>〔幼児政策課〕                    | 156,766<br>(156,056) | 123,399<br>(122,599) | 心身に障害等のある幼児の就園を促進するため、私立幼稚園等における特別支援教育に対する支援の一層の充実を図ります。                           | Ⅱ-219                            |
| 55  | 拡大       | 杉の子園施設更新事業<br>〔総合療育センターひまわり学園総務課〕                                  | 39,671<br>(17,371)   | 2,717<br>(2,717)     | 児童発達支援事業所である杉の子園の現地で施設更新や児童発達支援センターへの機能拡充を行うため、設計等を行います。                           | Ⅱ-225                            |
| 56  | 総振       | 療育体制の強化と効果的な<br>支援の推進<br>〔総合療育センターひまわり学園総務課、療育センターさくら草、療育センターひなぎく〕 | 81,562<br>(37,877)   | 130,814<br>(75,559)  | 発達に遅れのある子どもや障害児等の早期発見と早期療育を行い、医療と福祉が一体となって専門的立場から子どもの状態に合わせた療育や保護者支援を実施します。        | Ⅱ-226<br>Ⅱ-227<br>Ⅱ-229<br>Ⅱ-230 |

〔区分〕 新規：新規事業 拡大：拡大事業 総振：総合振興計画実施計画事業



## 9 子ども・子育て関連施策の充実

本市では、「こどもまんなか社会」や「子育て楽しいさいたま市」の実現を目指し、各ライフステージに合わせた切れ目ない支援を充実することで、子どもたちが自分らしく輝いて成長し、安心して子育てができる環境づくりを推進しています。

### 結婚、妊娠・出産期

#### ■ こどもまんなか社会の実現

こどもまんなか社会とは・

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えること

より効果的な少子化対策と子育て支援策の展開に向けた7つの提言

- I. 若年層の結婚支援の充実
- II. 父親の家事・育児促進
- III. 社会全体で子育てを支える取り組みの強化
- IV. 放課後児童対策は喫緊の課題
- V. 自校式による学校給食のさらなる推進
- VI. 子育て情報をプッシュ型で発信
- VII. 「子育ての街」ブランドの確立

(令和6年「さいたま市子育て支援策検証業務報告書」より)

#### ■ 切れ目ない少子化対策・子育て支援の充実

##### 若年層に対する結婚支援の充実

- 【新】ライフデザインデジタルツールの提供
- 【新】ライフデザインイベントの開催
- 【新】ライフデザインセミナー講師の派遣
- ・SAITAMA出会いサポートセンター(恋たま)との連携によるAIマッチングを活用した婚活事業の利用促進

### 乳幼児期（就学前）

##### 親子の健やかな成長のための支援

- 【拡】新生児マスクリーニングの推進
- 【新】乳幼児健康診査(1か月児を対象に助成を開始)
- ・乳幼児健康診査(4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児)
- ・歯科健康診査(1歳6か月児・3歳児)

- ・保幼小連携推進事業
- ・公開保育研修事業

- ・単独型子育て支援センター、のびのびルームの運営
- ・新生児に絵本を贈呈するブックスタート事業

##### 子育て・保育の推進

- ・父親向け講座、イベント等の開催、父子手帖の発行(パパサンデー、さいたまパパ・スクール)
- ・子育て講座の開催、祖父母手帳の発行

##### 社会全体で子育てを支える取組の強化

- 【拡】こども誰でも通園制度の試行的実施
- 【拡】私立幼稚園等の特別支援教育に対する支援の充実
- 【拡】私立認可保育所等における医療的ケア児の受入支援
- ・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等の充実
- ・市独自の子育て支援型幼稚園の充実
- ・総合療育センター等による療育体制の充実

##### 【拡】産後ケア事業の拡充

【新】多胎児家庭外出支援の実施 / 【拡】子育てヘルパー派遣事業の充実(利用料金の引下げ)

- ・出産前教室の開催
- ・妊娠・出産包括支援事業
- ・妊婦健康診査、産婦健康診査

【新】特定妊婦等の支援が必要な家庭への訪問支援事業の実施

市内企業における女性活躍・両立支援の取組の促進

【拡】伴走型相談支援と合わせた妊婦支給給付金(10万円)と地域通貨を活用した市独自の乗せ(1万円相当)を支給

- ・早期不妊検査費・不育症検査費に対する支援
- ・出産育児一時金の支給(国民健康保険)
- ・第3子以降の新生児に市独自の応援金(5万円)を支給

子ども・子育て関連 令和7年度当初予算額  
1,720.9億円(対前年度 +143.8億円 +9.1%)

◎令和6年度12月、2月補正予算における予算額 31.2億円  
(主に子どもや子育て家庭を対象とする事業に係る予算額(掲載事業以外も含み、教職員・保育士など経常的な職員人件費は除く))

16か月予算計  
1,752.2億円

### 学齢期（小・中学生）

### 青年期（高校生年代～）

##### 意見表明機会の確保と社会参画機会の提供

- 【新】子ども・若者を対象としたワークショップの開催
- 【新】子どもの意見も踏まえた、地域ごとの特徴に応じた公園利用ルールの検討
- 【拡】タウンミーティングの対象年齢の拡大 / 子ども・若者の提案
- ・児童センター子ども運営会議
- ・子どもの社会参画事業(子どもがつくるまち)

##### 子ども・若者を社会全体で支える取組の強化

- こども・子育て 支援の視点を踏まえた公園の整備 / 【拡】子ども・青少年希望(ゆめ)基金の運用拡大
- 【拡】低所得の子育て家庭児童進学支援金の支給 / 大学等進学「夢」支援(大学等入学一時金等)
- 【拡】児童養護施設等退所児童への支援
- 【拡】ヤングケアラー等への支援

##### 多様な体験・活動の提供と居場所の確保

子ども家庭総合センターや市内18か所ある児童センターの運営

- ・早期起業家教育事業、地域技術人材育成事業
- ・3D都市モデルを活用したまちづくりコンテストの開催
- ・未来(みらい)くるワーク体験(中学生職場体験)の推進
- ・探究学習プログラム「さいたまエンジン」の実施
- ・市立学校への「未来(みらい)くる先生」の派遣
- ・コミュニティ・スクールの推進
- ・放課後チャレンジスクール、土曜チャレンジスクール
- 【新】ライフデザインデジタルツールの提供【再掲】
- 【新】ライフデザインイベントの開催【再掲】
- 【新】ライフデザインセミナー講師の派遣【再掲】
- ・市立高等学校生徒の海外派遣による海外姉妹提携校との交流
- ・二十歳の集い
- 海外姉妹・友好都市への派遣 / スポーツを科学する生徒の育成(部活動や授業にDXツールを活用)

【拡】子どもの居場所づくり事業(子ども食堂等への支援)の対象拡大(プレーパークにも支援を拡大)

- ・生活困窮世帯の子どもへの学習支援等
- ・養育環境等に課題を抱える児童のための居場所づくり
- 【拡】放課後子ども居場所事業の実施校拡大
- 民設放課後児童クラブの整備促進
- ・困難を抱える若者を支援する若者自立支援ルームの運営
- ・市立高等学校等の生徒と連携した市の魅力発信(ラジオCM制作等)

##### 教育環境の充実

- ・グローバル・スタディの推進
- ・温かい学校給食の提供(自校式給食)
- ・不登校等児童生徒支援センター(Growth)の充実
- 【拡】武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の整備
- 【拡】大和田小学校の整備
- 【新】「学びの多様化学校」の設置準備
- ・国際バカロレア教育の取組の推進
- ・大宮高等学校等のスーパーサイエンスハイスクール(SSH)事業の実施

【拡】放課後子ども居場所事業の実施校拡大【再掲】  
民設放課後児童クラブの整備促進【再掲】

【拡】ファミリー・サポート・センター事業の充実(利用料金の引下げ・提供会員への助成)

【拡】保育園・幼稚園・放課後児童クラブ 人材確保施策の拡充(給与上乗せ補助)

【拡】ヤングケアラー等への支援【再掲】

子ども家庭総合センターや10区役所のこども家庭センター等による相談支援

##### 子育てを支える経済的支援

- 【拡】保育料第2子軽減対象の拡大
- 【拡】低所得の子育て家庭児童進学支援金の支給【再掲】 / 大学等進学「夢」支援(大学等入学一時金等)【再掲】
- 児童手当・子育て支援医療費助成
- 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成
- ・幼児教育・保育の無償化(原則3～5歳)
- ・就学援助制度、入学準備金や奨学金貸付の実施
- 養育費立替事業 / 公正証書作成費用等助成事業 / 【新】養育費弁護士費用助成事業

注) 千円単位の額で算出しているため、表中(億円単位)の額で算出した数値と一致しない場合があります。